

(資料2)

有害鳥獣による農業被害実態調査実施要領

1 目的

近年の有害鳥獣による被害は、高齢化が進行する中で、単に農産物への被害にとどまらず、遊休農地の拡大など幅広い影響を及ぼしているが、農作物への被害額等は把握されているものの、地域農業への影響の実状は十分把握されているとはいえない。

そこで、農政対策の一環として、有害鳥獣が地域農業に及ぼしている影響、現在実施されている対策の課題等について調査し、深刻化する鳥獣被害対策に資する。

2 調査主体

長野県農業会議

3 調査の内容

別紙

4 調査方法

(1) 農業会議から各農業委員会協議会長に依頼し、被害が顕著な市町村1～2市町村を選定し、協議会事務局を通じ農業会議に報告してもらう。

選定の考え方： 被害が増加している市町村、対策の効果が出ている市町村
有害鳥獣の種類は特に考慮しない。

(2) 農業会議事務局と当該市町村農業委員会長及び事務局と、調査日程、当日の調査内容等について相談の上、依頼文書を送付する。

(3) 農業会議職員が現地に出向き、農業委員会長、農業委員等から被害の実態、対策、地域農業への影響等について、現場を見たり、聴き取りを行う。

(4) 農業会議において調査結果を取りまとめる。

(5) 長野県農業委員会協議会の会員等を構成員とする農作物鳥獣被害対策検討会を開催し、とりまとめた調査結果と今後の対応について検討する。

(6) 常任会議員会議で検討結果を報告し、それを基に今後の活動方針を決定する。

(調査結果から新たに調査が必要となる項目や、調査以外の市町村への調査が必要となることも予想される)

5 実施時期

平成19年1月～5月

鳥 獣 害 調 査 内 容

視点	以前	現在	
問題となっている鳥獣とその被害状況 地域でどのくらいの人が被害を受けているか。			
被害を受けたことで農家の農業経営への影響はどうだったか、 (被害作物の販売(出荷)はどうしていたか、その後どうしたか)			
地 域 で の 対 策	対策はどうしたか(被害農家として) (効果はどうか) 捕獲、 撤退、 物理的進入防止施設 設置、 原因除去、 その他		
	対策はどうしたか(地域として) (効果はどうか) 捕獲、 撤退、 物理的進入防止施設 設置、 原因除去、 その他		
	対策の指導、実施体制はどうだったか(誰が、どのように行ったか、)		
	地域ぐるみで 被害を少なくする取組み(原因除去) は行われているか		
	捕獲体制はうまくいっているか		
鳥獣被害により遊休化してしまった農地の状況			
復活した農地(あれば)の状況			
遊休農地が鳥獣被害を誘因している状況			
今後望まれる対策、方針			
問題点、行政への要望			